

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年12月28日(2006.12.28)

【公表番号】特表2002-531488(P2002-531488A)

【公表日】平成14年9月24日(2002.9.24)

【出願番号】特願2000-586306(P2000-586306)

【国際特許分類】

A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 K	31/13	(2006.01)
A 6 1 K	31/137	(2006.01)
A 6 1 K	31/465	(2006.01)
A 6 1 P	25/34	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	9/70	4 0 1
A 6 1 K	31/13	
A 6 1 K	31/137	
A 6 1 K	31/465	
A 6 1 P	25/34	

【手続補正書】

【提出日】平成18年11月8日(2006.11.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 a) 薬剤に対して不透過性である上部裏打ち層；
 b) 薬剤を含有し、且つ上記裏打ち層の下に敷く中間のシリコーン接着剤層；
 c) 下に敷き、且つ前記シリコーン接着剤層と拡散接触する前記薬剤も含有しているアクリル接着剤層；及び
 d) 前記アクリル接着剤層の下に敷く除去可能な剥離ライナー層を含む、揮発性液体薬剤を患者に経皮的に適用する(administering)ための経皮パッチであって、前記シリコーン接着剤層とアクリル接着剤層との中の薬剤の合計量は薬剤の治療的有効量を前記患者に提供するのに十分である、前記経皮パッチ。

【請求項2】 前記薬剤がニコチンであり、前記パッチが前記患者に対してニコチン0.2～1.5mg/時間を適用することができる、請求項1に記載の経皮パッチ。

【請求項3】 前記薬剤がニコチンとメカミラミンとの組合せであり、前記パッチが前記患者に対してニコチン0.2～1.5mg/時間とメカミラミン0.02～1mg/時間とを適用することができる、請求項1に記載の経皮パッチ。

【請求項4】 前記薬剤がセレギリンであり、前記パッチが前記患者にセレギリン0.2～3mg/日を適用することができる、請求項1に記載の経皮パッチ。

【請求項5】 前記薬剤がメカミラミンのみであり、前記パッチが前記患者にメカミラミン0.02～1mg/時間を適用することができる、請求項1に記載の経皮パッチ。

【請求項6】 前記剥離ライナー層がシリコーン処理化剥離ライナー層である、請求項1に記載のパッチ。

【請求項7】 前記アクリル接着剤層が2種類のアクリル接着剤のブレンドから製造される、請求項1に記載のパッチ。

【請求項8】 a) 前記薬剤とシリコーン接着剤とのヘキサン中の溶液を裏打ち層に

コーティングし；

b) 前記コーティングからヘキサンを蒸発させて前記裏打ち層上に薬剤 - 含有シリコーン接着剤の層を形成し；次いで

c) 前記シリコーン接着剤層と前記アクリル接着剤層とが互いに拡散接触するように、剥離ライナー層上にコーティングされたアクリル接着剤を含むアセンブリを前記裏打ち層上の前記シリコーン接着剤層にラミネートする。

各段階を含む揮発性液体薬剤を患者に適用するための経皮パッチの製造方法。

【請求項 9】 段階 b) を30 ~ 40 で実施する、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】 前記剥離ライナー層がシリコーン処理化剥離ライナー層である、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 11】 前記薬剤がニコチンである、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 12】 前記薬剤がニコチンとメカミラミンとの組合せである、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 13】 前記薬剤がセレギリンである、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 14】 前記薬剤がメカミラミンのみである、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 15】 ニコチン依存症のヒトの治療剤の製造のためのメカミラミンの使用であって、ニコチンをヒトに経皮的に同時適用することなく、前記メカミラミン治療的有効量を経皮的に適用することを含む、前記使用。

【請求項 16】 メカミラミン適用速度が0.02 ~ 1 mg/時間である、請求項 15 に記載の使用。

【請求項 17】 メカミラミン適用速度が0.1 ~ 0.6mg/時間である、請求項 15 に記載の使用。

【請求項 18】 ニコチン依存症のヒトの治療剤の製造のためのメカミラミンの使用であって、前記メカミラミンの治療的有効量を第一の期間はニコチン依存症のヒトに経皮的に適用し、かかる期間はそのヒトは所望通り喫煙し、次いで第二の期間は前記適用を継続し、かかる期間はヒトに喫煙しないように助言することを含む、前記使用。

【請求項 19】 前記第一の期間が約1 ~ 約4週間であり、前記第二の期間が約2 ~ 約12週間である、請求項 18 に記載の使用。

【請求項 20】 前記第一の期間が約2 ~ 約3週間であり、前記第二の期間が約4 ~ 約8週間である、請求項 18 に記載の使用。

【請求項 21】 ニコチン依存症の女性の治療剤の製造のためのメカミラミンの使用であって、前記メカミラミンの治療的有効量とニコチンの治療的有効量とをニコチン依存症の女性に経皮的に同時適用することを含む、前記使用。

【請求項 22】 メカミラミン適用速度が0.02 ~ 1 mg/時間であり、ニコチン適用速度が0.2 ~ 1.5mg/時間である、請求項 21 に記載の使用。

【請求項 23】 メカミラミン適用速度が0.1 ~ 0.6mg/時間であり、ニコチン適用速度が0.3 ~ 0.9mg/時間である、請求項 21 に記載の使用。

【請求項 24】 ニコチン依存症の女性の治療剤の製造のためのメカミラミンの使用であって、前記メカミラミンの治療的有効量とニコチンの治療的有効量とを第一の期間にニコチン依存症の女性に経皮的に適用し、かかる期間はその女性は所望通り喫煙し、次いで第二の期間は前記適用を継続し、かかる期間はその女性に喫煙しないように助言することを含む、前記使用。

【請求項 25】 前記第一の期間が約1 ~ 約4週間であり、前記第二の期間が約2 ~ 約12週間である、請求項 24 に記載の使用。

【請求項 26】 前記第一の期間が約2 ~ 約3週間であり、前記第二の期間が約4 ~ 約8週間である、請求項 24 に記載の使用。